



TIPLO News

2022年10月号(J278)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2021年台湾とWIPOの特許出願受理に係る傾向の比較分析
- 02 「春天」の二文字で混同、商標権訴訟で「瑞穂春天」の敗訴確定
- 03 予備校が「台大」商標を使用、台湾大学が商標権侵害で提訴

台湾ハイテク産業情報

- 01 台達電子の子会社砒基半導体が GaN 参入 力智、中美砒晶、ロームの投資獲得

台湾知的財産権関連判決例

- 01 著作権関連

プロットが変更、調整されて大きな違いがあれば、たとえ同じ概念と基本要素が残っていても、脚本における物語の設定、プロット構成及び登場人物設定等の全体的かつ具体的な表現が観る者に感じさせるものの違いにより、変更前後の脚本に同一性はないと認め得る。

今月のトピックス

J220907Y1

01 2021年台湾とWIPOの特許出願受理に係る傾向の比較分析

2021年台湾が受理した特許出願件数は4万9116件で、2014年以来の最高水準に達した。一方、WIPO特許協力条約(PCT)経由の国際特許出願件数は27万7500件(予測値)に達し、過去最高を記録した。技術分野別にみると、台湾では「半導体」(6360件)が最も多く、「コンピュータ技術」(4283件)がそれに次いでいるのに対して、WIPOでは「コンピュータ技術」(2万6092件)が最も多く、「半導体」(8346件)は10位であることから、「半導体」は台湾において技術面の優位性を有していることが分かる。出願人別にみると、台湾では台湾積体電路(TSMC)が最も多く、WIPOではファーウェイ(Huawei)が首位を占めている。また、クアルコム(Qualcom)とサムスン(Samsung Electronics)は台湾とWIPOのいずれにおいてもトップ10にランキングされている。

一、台湾の特許出願件数は成長に転じたが、WIPOでは減速

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックが発生した後、台湾では外国人による特許出願が激減したため、2020年の特許出願件数は全体で減少したが、2021年は5.3%の成長に転じた。WIPOでは、中国による出願件数が大幅に増加した影響を受けて、2020年の出願件数は全体でなお3.6%増となったが、2021年に入って3月と9月に2回落ち込んだため、2021年の年成長率は0.9%にとどまった。

二、台湾における特許出願の内国出願人は、6直轄市と新竹県・新竹市に集中、台北市・新北市・新竹市だけで全体の56%

内国出願人による特許出願を県市別にみると、2021年は内国出願人全体の93.5%を6直轄市と新竹県・新竹市で占められており、台北市・新北市・新竹市だけでも56.3%に達し、2017年に比べて6.2ポイント上昇している。件数ベースでは、新竹市が4711件で首位を占め、それに台北市(3282件)、新北市(3007件)が次いでいる。年成長率ベースでは、新竹市が23.3%で最も高く、それに新竹県(7.9%増)、新北市(1.6%増)が次いでいる。

三、特許出願を技術分野別にみると、台湾では「半導体」、WIPOでは「コンピュータ技術」がそれぞれ首位

2021年の特許出願件数を技術分野別にみると、台湾では「半導体」(6360件)が最多で、19.6%と大幅に成長し、突出したパフォーマンスを見せた。一方、WIPOでは「コンピュータ技術」(2万6092件)が最多で、7.2%成長した。技術分野別トップ10をみると、台湾、WIPOともに、「半導体」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」、「計測技術」及び「医薬品」の6分野が入っている。

さらに比較すると、「半導体」は台湾で技術分野別ランキングの1位となり、全体の12.9%を占めており、WIPOにおける順位10位、シェア3.2%を大きく上回っていることから、「半導体」は台湾で技術面の優位性を有することが

分かる。また、WIPO の技術分野別トップ 3 に入っている「デジタル通信」、
「医療技術」は台湾の技術分野別トップ 10 に入っていない。

四、医薬関連の技術分野が台湾と WIPO で成長し、「医薬品」の成長率が最高
台湾において「医薬品」は 2021 年に 1616 件に達して、10 位に上昇し、年
成長率は 26.3%に達した。「バイオテクノロジー」も 19.1%増加している。「医
療技術」は 2020 年に大幅成長した後、2021 年にほぼ横這い（0.1%減）とな
った。WIPO においては件数ベースで「医療技術」が 3 位だったが、成長率ベ
ースでは「医薬品」が 12.8%で、「バイオテクノロジー」（9.5%増）と「医療
技術」（6.0%増）を上回った。また、「医薬品」は、台湾、WIPO のいずれに
おいても件数ベースで技術分野別トップ 10 に入り、成長率ベースでは最も高
かった。

五、国（地域）別に特許出願の技術分野をみると、台湾では「半導体」、「コン
ピュータ技術」、「有機ファイン・ケミストリー」が多く、WIPO では「コンピ
ュータ技術」、「デジタル通信」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」が主
流

台湾へ特許出願を行っている国（地域）の中で、台湾、日本、米国、韓国は
いずれも「半導体」が最も多く、それぞれの国（地域）の特許出願件数に占め
る割合はそれぞれ 12.0~18.3%となっている。中国については「コンピュー
タ技術」（13.9%）が、ドイツについては「有機ファイン・ケミストリー」（11.6%）
がそれぞれ最も多く、両国ともそれぞれの技術分野別トップ 3 に「半導体」が
含まれていない。

WIPO については、「コンピュータ技術」が最も多かった技術分野だった国
（地域）は、中国（15.6%）と米国（12.4%）だった。韓国は「デジタル通信」
（11.5%）、日本とドイツは「電気機械、電気装置、電気エネルギー」（約 10
~11%）が最多だったが、両国とも技術分野別トップ 3 に「半導体」が含まれ
ていない。

六、出願人別にみると、台湾では台湾積体回路、WIPO ではファウエイがト
ップ

2021 年台湾の特許出願人のうち、出願件数が最も多かったのは台湾積体電
路（1950 件）で、クアルコム（845 件）、アプライド・マテリアルズ（Applied
Materials）（758 件）がそれに次いでいる。トップ 10 の中では 10 位の工業技
術研究院（ITRI）（392 件）だけが研究機関だった。WIPO ではファウエイ
（6952 件）が首位を占め、それにクアルコム（3931 件）、サムスン（3041 件）
が次いでおり、トップ 10 はいずれも企業で占められている。また、クアルコ
ムとサムソンはいずれも、台湾と WIPO のトップ 10 に入っている。

七、出願件数トップ 10 の出願人にとって最多の技術分野をみると、台湾では
7 社が「半導体」で、WIPO では 6 社が「デジタル通信」

2021 年台湾における出願件数トップ 10 の出願人のうち、台湾積体回路、ク
アルコム、アプライド・マテリアルズ、サムスン、東京エレクトロン、友達光
電（AUO）、キオクシアの 7 社については「半導体」での出願が最も多かった。
また技術分野別に出願人の番付をみると、「コンピュータ技術」では台湾積体

電路が、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」でアプライド・マテリアルズが、「光学」では ASML が、「音響・映像技術」では友達光電がそれぞれ首位を占めた。

WIPO における出願件数トップ 10 の出願人のうち、ファーウェイ、クアルコム、サムスン、LG エレクトロニクス (LG Electronics)、オッポ (OPPO)、LM エリクソン (LM Ericsson) の 6 社については「デジタル通信」が最も多かった。また三菱電機は「熱プロセス・器具」が、BOE テクノロジー (BOE Technology) は「半導体」が、パナソニック IP マネジメントは「電気機械、電気装置、電気エネルギー」が、ソニーは「コンピュータ技術」が最多の技術分野となっている。詳細資料は以下の知的財産局サイトへ。

<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-174-219414-a1c98-1.html>

(2022 年 9 月)

J220916Y2

02 「春天」の二文字で混同、商標権訴訟で「瑞穂春天」の敗訴確定

瑞穂天合国際観光酒店股份有限公司^{*} (以下「瑞穂天合」) は「瑞穂春天国際 GRAND COSMOS SPA 及び図」等商標の登録を經濟部知的財産局に出願して登録を許可されたが、その後、春天酒店股份有限公司^{**} (以下「春天酒店」) が無効審判を請求し、知的財産局が無効審決を下したため、登録が取り消された。瑞穂天合は行政訴願を提起したが棄却されたため、行政訴訟を提起した。知的財産及び商事裁判所 (旧名: 知的財産裁判所) でも敗訴したため、瑞穂天合は最高行政裁判所に上訴していたが、先日瑞穂天合の上訴が棄却された。(訳注^{*}: 英語名は Grand Cosmos Resort Ruisui, Hualien Co., Ltd.。「瑞穂春天国際観光酒店股份有限公司」から改名。)(訳注^{**}: 英語名は Spring City Resort Co., Ltd.)

知的財産及び商事裁判所は判決において、次のような判断を示した。両商標はいずれも同じ文字「春天」を含み、「瑞穂春天国際 GRAND COSMOS SPA 及び図」商標における「瑞穂」は台湾花蓮県の瑞穂郷を示すものであり、役務を提供する場所の説明であること、「国際」は通常ボーダーレス企業又は業務の国際化を示すものであり、消費者 (需要者) に (役務の出所を) 識別させることは難しいこと、「SPA」は業務の種類の説明であることから、以上の相違点はすべて説明の用語であり、主な識別部分にはなお「春天」が含まれ、春天酒店の「春天」商標と同じであり、商標全体が消費者に与える一見したときの印象、観念、称呼が類似しており、同一の又は類似の商品又は役務に標示されたならば、通常の知識と経験を有する消費者が、購入時に通常の注意力を払うとき、(両商標の役務が) 同一の出所からのものである、又は出所は異なるが両商標の間に関連が存在すると誤認させる可能性があり、類似を構成する商標に該当する。

さらに「瑞穂春天国際 GRAND COSMOS SPA 及び図」商標が使用を指定する役務を「春天」商標の指定役務と比べると、両者の役務は消費者が有する同一の又は類似の需要を満たすものであり、同一又は高度に類似する役務に該当する。「春天」商標における「春天」の二文字はよく見かける単語であり、美容、ヘアケア、サウナ、マッサージ等の指定役務と直接の関連性を有さないが、

消費者にそれが表彰する役務の出所を認識させるに十分な標識であり、他人の役務を区別することができ、識別性を有する。

春天酒店は1975年に設立され、経営している事業にはホテル及び付設のレストラン、公衆浴場等が含まれ、1997年から多くの商標が出願、登録されており、その中には「春天」、「春天酒店」等の文字が含まれ、レストラン、ホテル、美容・ヘアケア、サウナ、マッサージ等役務での使用を指定している。「瑞穂春天國際 GRAND COSMOS SPA 及び図」商標が2014年7月17日に登録出願されたとき、春天酒店はすでに「春天酒店 SPRING CITY RESORT 及び図」、「春天酒店及び図」等商標をレストラン、宿泊、温泉浴場等役務で使用していた。「春天」商標は北投（訳注：台北市内の温泉地）で経営される春天酒店を以って関連する消費者に知られている。「瑞穂春天國際 GRAND COSMOS SPA 及び図」には地名「瑞穂」が「春天」の前につけられているが、関連の消費者に両者が同一の出所又は異なるものの関連する出所からの役務であると誤認させ、誤認混同を生じるおそれがある。

最高行政裁判所は原判決には誤りがないとして、瑞穂天合の上訴を棄却した。（2022年9月）

J220905Y2

03 予備校が「台大」商標を使用、台湾大学が商標権侵害で提訴

予備校の台大文理短期補習班（以下、「台大補習班」）は長年にわたって「台大」の文字を名称及び看板に使用しており、「台大」、「台大 TAIDA」及び「TAIDA」はいずれも（国立台湾大学の）登録商標であるため、台湾大学は台大補習班等を相手取り商標権侵害で提訴し、損害賠償を請求していたが、知的財産及び商事裁判所は一審で台湾大学に勝訴の判決を下した。

台湾大学によると、1983年から多くの商標を登録し、その中には校章、「台大」、「臺大」、「TAIDA」、「台大 TAIDA」、「國立臺灣大學」等が含まれ、いずれも知的財産局から国内の著名商標としての認証を受けているという。台湾大学は2020年3月30日と同年6月2日にそれぞれ警告書を送り、台大補習班と明明文教事業股份有限公司に「台大」商標の文字を使用する行為を停止するよう要求したが、台大補習班等は取り合わず、学校商標として使用し続けたため、台湾大学は訴訟を提起した。

被告は、台大補習班が1972年に台北市教育局から設立認可を受け、2008年には服飾上に「TAIDA」の文字を使用し始めており、台湾大学の商標登録よりも前であるため、善意の先使用に該当し、台湾大学の商標権を侵害していないと主張した。

本件は知的財産及び商事裁判所の審理を経て善意の先使用は適用されないと認定され、一審では、台大補習班は商標権侵害により台湾大学に623万9211新台幣ドル及び金利の賠償金を支払わなければならない他、「台大」と同一の又は類似の文字をその予備校の名称及び看板に使用してはならないという判決が下され、台湾大学に勝訴した。本件はさらに上訴できる。（2022年9月）

台湾ハイテク産業情報

J220914Y5

01 台達電子の子会社砒基半導体が GaN 参入 力智、中美砒晶、ロームの投資獲得

電源管理のグローバルリーダー台達電子（デルタ・エレクトロニクス）の子会社である砒基半導体（アンコーラ・セミコンダクターズ）は、第三世代半導体窒化ガリウム（GaN）技術のパワー半導体開発への使用に専念するために、9月14日、新しいラウンドの4.56億台湾ドルの増資契約を締結したと発表した。また、今回の増資と同時に、力智電子（UPI セミコンダクター）、中美砒晶（シノアメリカン・シリコン・プロダクツ、SAS）、日本企業・ローム半導体（Rohm）、及び親会社台達電子等と戦略的パートナーシップを確立したので、GaN パワー半導体技術の発展を共同で加速させる。

砒基総経理邢泰剛氏は、窒化ガリウム（GaN）は高効率、低消費電力、優れた省エネを提供することができると述べた。また、GaN を中心とした新技術の進化に伴い、関連エコシステムも発展しつつあり、新しいアプリケーションも次々と登場しているので、力智、中美砒晶、ローム等業界トップと戦略的パートナーになることをうれしく思い、親会社台達電子が内部事業で砒基と提携する可能性を継続して生み出していることにも感謝すると共に、また、この連携をもって、我々も、材料、制御 IC の設計、アプリケーション、システムソリューション等、包括的な統合機能を構築することができるほか、我々はより競争力のある GaN 技術アプリケーションの作成を加速化させると述べた。

砒基による GaN ソリューションには、業界をリードするディスクリートコンポーネント製品、システムインパッケージ（SiP）とシステムオンチップ（SoC）の組み合わせが含まれており、既に親会社である台達電子の電源システムに対応するための厳格な検査に合格している。それと同時に、砒基が、台達電子が長期にわたって向上に全力を尽くしているパワーエレクトロニクスのコア技術と結合することにより、世界の電力市場のニーズを満たすことは、砒基による生産能力の増強の助けになる一方、成長が続く GaN 市場に、より一層充実したサービスを提供し、更には家電、通信及び自動車市場における先端技術と製品の開発を加速化することができる。（2022.09）

台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連

■ 判決分類：著作権

- 1 プロットが変更、調整されて大きな違いがあれば、たとえ同じ概念と基本要素が残っていても、脚本における物語の設定、プロット構成及び登場人物設定等の全体的かつ具体的な表現が観る者に感じさせるものの違いにより、変更前後の脚本に同一性はないと認め得る。

■ ハイライト

原告は映画「目撃者」の制作準備を行い、被告程偉豪に監督を担当させることを約束し、脚本の変更と映画撮影等の監督の作業に関する討論を行ってきた。その後2012年4月に「目撃者」の脚本（以下「係争脚本」）V6.2版を被告程偉豪に渡し、係争脚本は幾度かの討論を経てV8版に変更された。その後原告は程偉豪と2015年3月13日に利用許諾同意書（以下「係争許諾同意書」）を交わした。ただし、被告程偉豪が「ストーリーの構想」を完全に異なる脚本の作品に書き換えた後、2015年補助金を申請するためだけに使用することに許諾したもので、被告程偉豪が係争脚本を利用すること又は改変して映画とすることは許諾していない。ところが被告程偉豪は係争脚本を被告嘉揚会社に漏洩し、協力して係争映画を撮影した。原告は被告程偉豪、嘉揚公司及びその責任者唐在揚等には故意の権利侵害があったとして、知的財産裁判所に本件訴訟を提起した。知的財産裁判所は審理の結果、原告の訴えを棄却する判決を下した。

上述の問題について、知的財産裁判所は次のように指摘している：

- 一、 被告程偉豪が変更した脚本 V7.1 版と原告が提供した V6.2 版を比較すると、確かに大幅な変更がある；また係争脚本は V7.1 版以降にさらに多くのプロットが変更、調整されており、V6.2 版から大幅な変更を経て、キャラクター、主な出来事及びプロットの配置において大きな違いがある。たとえ原告がいうところの「記者（主役）、編集長、編集長の配偶者（又は浮気相手）、自動車エンジニア、警察官（真犯人）の相関関係、及び記者が交通事故を目撃し、警察で事故について調べたことで、皆それぞれ犯人である可能性があることに気が付く」という概念と基本要素があっても、脚本における物語の設定、プロット構成及び登場人物設定等の全体的かつ具体的な表現が観る者に感じさせるものの違いにより、V6.2 と V8 が同一性を有するとは言い難い。係争脚本の創作過程及び脈絡を総合的にみると、V6.2 版は V8 版にとって、オリジナルの構想又はオリジナルストーリーという属性を確かに有する。
- 二、 係争許諾同意書の示すところによると、被告程偉豪は原告から係争脚本 V6.2 版を改変し、映画を制作することを許諾するという同意を得ており、映画のオリジナルストーリーの著作権は原告の責任者である陳融萱に帰属し、その他一切の映画に関連する及び映画から派生する著作財産権及びすべてのその他の種類の完成品等の著作権について、現存する及び将来に派生する映画の著作権及び発行事業等の権益はいずれも程偉豪の所有に帰属する。
- 三、 原告は係争映画を撮影した著作権者ではなく、しかも被告程偉豪はすでに原告から係争脚本を改変し映画を撮影し制作する同意を得ている。被告が係争脚本を以って係争映画を撮影したことは、原告の係争脚本に関する著作財産権及び著作人格権を侵害するものであると原告が主張し、被告に連帯で損害賠償金を支払い、新聞への謝罪声明を掲載するように請求することには理由がない。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所院民事判決

【裁判番号】108 年度民著訴字第 81 号

【裁判期日】 2021 年 6 月 22 日

【裁判事由】 著作権侵害に係る財産権の紛争等

原告 華娛國際股份有限公司 (Asia Entertainment International Co., Ltd.)

被告 嘉揚電影有限公司 (Rise Pictures Ltd.)

兼法定代理人 唐在揚

被告 程偉豪

上記当事者間の著作権侵害に係る財産権の紛争等事件について、本裁判所は 2021 年 5 月 11 日に口頭弁論を終結し、次の通りに判決する：

主文

原告の訴えを棄却し、仮執行宣言申立てを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は映画「目撃者」の制作準備を行い、被告程偉豪に監督を担当させることを約束し、脚本の変更と映画撮影等の監督の作業に関する討論を行ってきた。原告は 2012 年 4 月に脚本 V6.2 版を被告程偉豪に渡し、係争脚本は幾度かの変更を経て V8 版となった。

被告程偉豪は 2015 年 3 月 13 日に原告の責任者である陳融萱と係争許諾同意書を交わした。その内容は「私は…ここに本件脚本家、監督である程偉豪が撮影の脚本を作成するとともに映画を制作することを許諾することに同意する。しかし本映画の完成した脚本は…独立して発展させた文学脚本であり、私はオリジナルのストーリー構成についてのみ許諾したもので、本映画のオリジナルストーリーの著作権は私に帰属し、その他一切の本映画に関する及び本映画から派生する著作財産権及びすべてのその他の種類の完成品等の著作権について、現存する及び将来に派生する映画の著作権及び発行事業等の権益はいずれも程偉豪の所有に帰属するもので、私とは関係ない。ただし 2015 年度文化部補助金の獲得が確定した場合は、別途 15 万新台湾ドルのオリジナルストーリー創作費を支払わなければならない」となっている。

原告は、係争許諾同意書では被告程偉豪が係争脚本を利用すること又は改変して映画とすることを許諾していないため、被告程偉豪、嘉揚公司及びその責任者唐在揚等は故意に権利を侵害したとして、知的財産裁判所に本件訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の声明：

- 1、被告嘉揚電影有限公司（以下「嘉揚公司」）はそれぞれ被告程偉豪又は唐在揚と連帯で原告に 200 万新台湾ドル、並び唐在揚を被告に追加する書状送達の日、即ち 2019 年 7 月 12 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2、被告は共同で添付資料に示す謝罪声明を、20 ポイントの字体で半面（幅 35.5 cm、高さ 26 cm）の紙面を用い、聯合報、中國時報、自由時報、蘋果日報の全国版第一面にそれぞれ一日掲載せよ。

- 3、原告は担保を立てるので、声明第1項の仮執行宣言を申し立てる。
- (二) 被告の答弁声明:原告の訴えを棄却し、仮執行宣言申立てを却下する。不利な判決を受けたとき、被告は担保を立てるので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

三 本件の争点

- (一) 「目撃者」の脚本 V7.1 乃至 V8 版（係争脚本）について著作権は原告にあるのか。
- (二) 原告による本件訴訟の提起は、著作権法 89 条の 1 及び民法第 197 条の時効が成立しているのか。
- (三) 原告が著作権法第 85 条第 1 項、第 88 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 3 項、民法第 184 条第 1 項前段、第 195 条第 1 項の規定により、被告に連帯で 200 万新台湾ドルの賠償金及び法廷遅延利息を支払うよう請求することに理由はあるのか。
- (四) 原告が著作権法第 85 条第 2 項、第 89 条の規定により、被告に連帯で費用を負担し、添付資料のような謝罪声明を新聞紙面に掲載するよう請求することに理由はあるのか。

四 判決理由の要約

- (一) 被告程偉豪が変更した脚本 V7.1 版と原告が提供した V6.2 版を比較すると、確かに大きな違いがあり、数少ないオリジナルのシーンはその順番が調整されており、しかもオリジナルのシーンは比喻や細部の具体的な表現においても異なる様相を呈している。さらに、係争脚本は V7.1 版以降にさらに多くのプロットが変更、調整されており、V6.2 版から 3 回の大幅な変更を経て、キャラクター、主な出来事及びプロットの配置において大きな違いがある。たとえ原告がいうところの「記者（主役）、編集長、編集長の配偶者（又は浮気相手）、自動車エンジニア、警察官（真犯人）の相関関係、及び記者が交通事故を目撃し、警察で事故について調べたことで、皆それぞれ犯人である可能性があることに気が付く」という概念と基本要素があっても、脚本における物語の設定、プロット構成及び登場人物設定等の全体的かつ具体的な表現が観る者に感じさせるものの違いにより、V6.2 と V8 が同一性を有するとは言い難い。係争脚本の創作過程及び脈絡を総合的にみると、V6.2 版は V8 版にとって、オリジナルの構想又はオリジナルストーリーという属性は確かにある。
- (二) 係争許諾同意書の示すところによると、被告程偉豪は原告から係争脚本 6.2 版を改変し、映画を制作することを許諾するという同意を得ており、映画のオリジナルストーリーの著作権は陳融萱に帰属し、その他一切の映画に関する及び映画から派生する著作財産権及びすべてのその他の種類の完成品等の版権について、現存する及び将来に派生する映画の著作権及び発行事業等の権益はいずれも程偉豪の所有に帰属する。ゆえに原告と被告程偉豪の脚本秘密保持契約及び監督に関する契約の約 3 年後に係争脚本について行った係争許諾同意書の上記約定によって、係争脚本の著作権帰属については係争許諾同意書を以って以前の合意に取って代わるため、原告は係争映画を撮影する際に用いる係争脚本の

著作権者ではない。

- (三) 係争許諾同意書を交わす前に、原告と被告程偉豪の双方の間には、係争脚本は被告程偉豪が脚本家、陳融萱がオリジナルストーリーの作者であることについて、相当な共通認識があったはずであり、被告程偉豪が係争許諾同意書を交わした後、係争許諾同意書の約定に基づき、係争脚本の改変を継続し、被告嘉揚公司与協力して係争映画を撮影し、係争映画のクランクインと撮影関連情報を告知したことに對して、陳融萱には異議がなく、双方が係争脚本を以って映画を撮影した可能性はなく、先に交わした脚本秘密保持契約と監督に関する契約の締結目的はすでに存在せず、係争脚本の著作権帰属については、双方が係争許諾同意書を以って以前の契約書に取って代える合意があったことから、原告が脚本秘密保持契約書で定めたところを以って主張することは上記の事情とは一致せず、採用できない。
- (四) 原告は係争映画を撮影した係争脚本の著作権者ではなく、しかも被告程偉豪はすでに原告から係争脚本を改変し映画を撮影し制作する同意を得ている。被告が係争脚本を以って係争映画を撮影したことは、原告の係争脚本に関する著作財産権及び著作人格権を侵害するものであると原告が主張し、被告に連帯で損害賠償金を支払い、新聞への謝罪声明を掲載するように請求することには理由がない。本件原告の請求には理由がないため、請求権の時効を審理する必要はない。
- (五) 本件事実証拠はすでに明らかであり、本件のその他の争点については、双方のその他の攻撃防御方法と提出された証拠を本裁判所が斟酌した結果、判決の結果には影響がないと判断したため、逐一詳細に論駁する必要はない。

結論：原告の訴えには理由がなく、知的財産事件審理法第1条、民事訴訟法第78条により、主文の通り判決する。

2021年6月22日

知的財産裁判所第三法廷

裁判官 陳端宜

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.